

川越市自転車シェアリング運営業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

川越市 都市計画部 交通政策課

平成 30 年 7 月

1 目的

公共交通の機能を補完し中心市街地における移動手段の役割を担うとともに、中心市街地の活性化や観光の振興に寄与することを目的として、知識、技術、経験を有する事業者
に川越市自転車シェアリングの運營業務を委託しようとするものです。

2 事業の概要

(1) 事業名称

川越市自転車シェアリング運營業務委託

(2) 事業内容

「川越市自転車シェアリング運營業務委託仕様書」のとおりです。

(3) 委託期間

契約締結日から 2023 年（平成 35 年）11 月 30 日（木）まで。ただし、委託期間の終了
日前に納品の必要がある成果品については、仕様書に定めます。また、その他必要な
場合においては、別途定めます。

(4) 事業費限度額

83,102,760 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、平成 30 年度は 23,064,760 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度
額とし、平成 31 年度から平成 35 年度は残額を按分したものを限度額とする。

3 担当課

都市計画部 交通政策課 交通政策担当（倉本・香川・宇塚）

所在地：〒350-8601

埼玉県川越市元町 1 - 3 - 1 川越市役所 5 階

電話番号：049-224-8811（内線 2132） 049-224-5519（直通）

F A X：049-225-9800

メール：kotsu@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページ：http://www.city.kawagoe.saitama.jp/

4 参加資格

本件に参加しようとする者は、川越市契約規則（昭和 49 年規則第 21 号）を遵守した
上、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 6 年告示第 351 号）に基づく平成
29・30 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、本市の競争
入札参加資格を有していない者であっても、必要書類を参加申込書に添付し、参加する
ことができる。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項に
おいて準用する場合を含む。）の規定により、川越市における一般競争入札等の参加を
制限されている法人に該当しない者であること。

- (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。)でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 納付すべき市税等(消費税額及び地方消費税額含む。)を滞納していない法人であること。
- (7) 平成25年度以降に、本業務と類似の業務を元請(ただし、共同企業体で実施した場合は、代表者に限る。)として受注した実績があること。
- 複数の事業者で構成する共同企業体(以下「JV」という。)として参加する場合は、構成員のすべてが、その他提案者及びJVの構成員となることはできない。
- JVとして参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要がある。

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は、以下のとおりです。

	内容	期間等
参加資格審査	公募の開始	平成30年7月10日(火) 市ホームページにて、提出書類等のダウンロードができます。 書類等の直接配布は、交通政策課にて同日より開始します。(土日祝日を除く午前9時から午後4時まで)
	参加申込み	平成30年7月10日(火)から平成30年7月23日(月)午後4時まで 電子メール送信後、交通政策課に送信確認の電話をしてください。
	質問の受付	平成30年7月10日(火)から平成30年7月17日(火)午後4時まで 電子メール送信後、交通政策課に送信確認の電話をしてください。 質問の回答は、平成30年7月18日(水)に川越市ホームページにおいて公開します。
	参加資格の確認結果の送付	平成30年7月24日(火)にメールにて送付します。
本審査	企画提案書の提出	平成30年7月25日(水)から平成30年7月30日(月)正午まで (土日祝日を除く)(郵送の場合は必着) 企画提案書は書類提出のほか、電子データの提出が必要です。

(一次) 書類審査	企画提案書の提出者が5者を超える場合は、書類審査を行い、その結果を平成30年7月31日(火)にメールにて送付します。
(二次) ヒアリング審査	平成30年8月8日(水)にヒアリング審査を予定しています。ヒアリング審査の時間等の詳細は、平成30年7月31日(火)にメールにて送付します。
結果通知	平成30年8月下旬までに送付する予定です。
契約締結	平成30年8月下旬(予定)

6 参加申込み

本件に参加する意思がある場合は、次の書類を提出してください。提出がない場合本件への参加は認められません。

	公募型プロポーザル方式参加申込書(様式1)
	業務経歴書(様式2)
	川越市自転車シェアリング運營業務委託入札参加資格審査申請書(指定書式) 代理人を置く場合には委任状(指定書式)の提出もお願いします。
	経営規模等総括表(指定書式)
	財務諸表(写し可)
	納税証明書(写し可) ア 納税証明書(その3の3) イ 納税証明書等申請書兼証明書(指定書式) (イは市内本店又は市内営業所が参加する場合のみ提出)
	履歴事項(全部)証明書(写し可)

(1) 受付期間

平成30年7月10日(火)から平成30年7月23日(月)午後4時まで

(2) 提出方法

上記 から までの書類(平成29・30年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている場合には、上記 及び の書類)に必要な事項を記入し、電子メールに添付して「交通政策課」に提出してください。電子メールの表題は、「公募型プロポーザル方式参加申込み(事業者名)」としてください。電子メール送信後、「交通政策課」に送信確認の電話をしてください。

(3) 参加資格の確認

提出書類に基づき、参加資格の確認を行い、平成30年7月24日(火)に参加資格の確認結果を、参加申込みをした全ての事業者に送付します。参加資格を有する事業者(以下「参加事業者」といいます。)には、企画提案書等の提出をお願いします。

7 質問の受付

本件に関して質問がある場合は、「質問票(様式3)」を提出してください。

(1) 受付期間

平成 30 年 7 月 10 日（火）から平成 30 年 7 月 17 日（火）午後 4 時まで

(2) 提出方法

「質問票（様式 3）」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「交通政策課」に提出してください。電子メールの表題は、「公募型プロポーザル方式質問（事業者名）」としてください。電子メール送信後、「交通政策課」へ送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)に対しては、一切回答を行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、平成 30 年 7 月 18 日（水）に、川越市ホームページにおいて公開します。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、選考に必要な次の書類（以下「提出書類」といいます。）を持参又は郵送により提出してください。なお、提案は 1 者につき 1 つの提案の提出に限ります。

提出書類	様式	注意事項
公募型プロポーザル方式参加届出書	様式 4	代表者印を押印すること
誓約書	様式 5	
業務経歴書	様式 2	
実施体制調書	様式 6	
配置予定者調書	様式 7	
業務工程表	様式 8	
企画提案書	様式 9-1~9-14	9-1~9-13 は A 4 判 1 ページ以内、9-14 は 3 ページ以内とする。
見積書	様式 10	
備考 1 提出書類は、日本工業規格による A 4 判の規格によることとし、全て片面で印刷したものを 12 部提出すること。 2 ~ の書類について、作成事業者を特定できる内容の記述はしないでください。 3 企画提案書（様式 9）は、書類提出のほか、電子メールに添付して提出してください。電子メールの表題は、「プロポーザル企画提案書（事業者名）」としてください。電子メール送信後、「交通政策課」に送信確認の電話をしてください。		

(1) 提出期間

平成 30 年 7 月 24 日（火）から平成 30 年 7 月 30 日（月）正午まで
（土日祝日を除く、郵送の場合は必着）

9 選考方法

選考は、ヒアリング審査により行います。なお、企画提案書の提出者が5者を超えた場合には、業務の実績、企画提案書等を審査し（書類審査）上位5者をヒアリング審査の対象とします。書類審査を行った場合は、平成30年7月31日（火）に審査結果を送付します。

ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行っていただきます。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。プレゼンテーションの時間は20分以内で、その後質疑応答（10分程度）を行う予定です。

ヒアリング審査の実施は、平成30年8月8日（水）を予定しています。時間等の詳細は、平成30年7月31日（火）に企画提案書等の提出を行った参加事業者電子メールにより送付します。

(1) 評価

評価は、別紙「評価基準表」により行います。ヒアリング審査による評価の合計点が最上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。最高得点の者が複数となった場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとしします。

契約予定事業者が何らかの理由により、契約締結に至らなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とします。

(2) 選考結果

選考結果は、平成30年8月上旬までにヒアリング審査に参加した事業者に送付します。

(3) その他

ヒアリング審査にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「交通政策課」に事前に連絡の上、相談してください。この場合において、必要機器は、参加事業者が用意するものとしします。また、ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないでください。

なお、審査委員会での選考は、非公開とします。また、選考結果に対する異議申立ては、受理しません。

10 結果の公表

選考結果は、川越市ホームページで公表する予定です。

11 契約の締結

本業務の委託事業者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとしします。

12 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定める場合のほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) 本件に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 川越市と契約する事業者は、予定した管理責任者及び担当者を配置するものとし、当該管理責任者及び担当者の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとし、
- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類である「業務工程表（様式 8）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとし、
- (5) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属します。ただし、川越市が本件の結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとし、
- (6) 提出された書類は、返却しません。
- (7) 本件に係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 15 号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 参加申込みの後に辞退する場合は、「辞退届（様式 11）」を提出するものとし、